

鹿屋市人権教育・啓発実施計画

(令和6年度～令和8年度)

鹿屋市

1 本計画の位置づけ

(1) 計画の趣旨

鹿屋市人権教育・啓発基本計画に基づき、すべての市民の人権が尊重される明るい社会を実現するために人権教育・啓発活動の目標及び対策を定め、その効率的かつ効果的な推進に資するもの。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(3) 計画の進め方

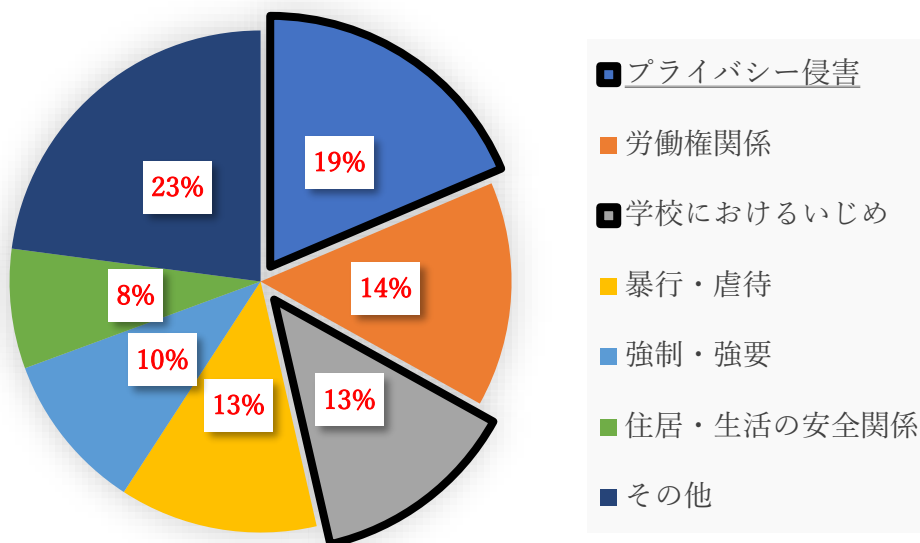
実施計画に基づく取組をより効率的かつ効果的に推進するため、毎年度、各所管において実施した人権教育・啓発の取組の成果と課題について、それぞれ年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取組に反映させることとする。

2 人権侵犯事件の動向

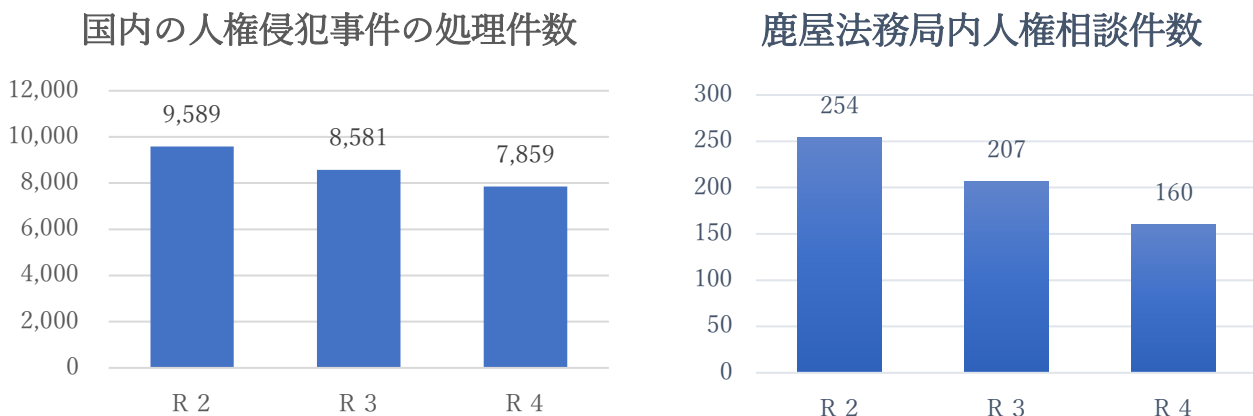
令和5年3月24日に法務省により公開された『令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)』によると、人権侵犯事件に対する全国の新規救済手続開始件数は7,859件(前年8,581件)で令和3年と比較して8.4%減少している。平成31年(令和元年)の15,420件から比較するとおよそ半減となっているが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していたことに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことが困難であったことの影響が考えられる。

全体として件数が減少している中で、学校におけるいじめについての人権侵犯事件の数は1,047件で全体の約13%であるほか、インターネットによる誹謗中傷やプライバシー侵害などの人権侵害が、依然として高水準で推移している。

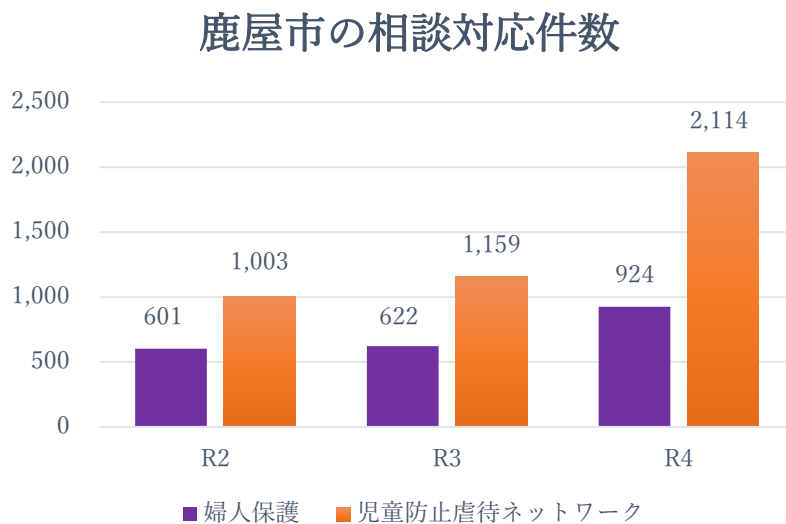
令和4年度 人権侵犯事件の新規救済開始件数 7,859件の内訳



鹿屋法務局管内における人権相談件数は、令和2年度は254件、令和3年度は207件、令和4年度は160件と減少傾向にあるが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられる。



鹿屋市が実施している子ども家庭相談における児童虐待、子どもの不適切な養育に関する相談、女性相談・配偶者間の暴力相談に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、身近な家庭内において子どもや配偶者の人権侵犯が問題化するケースが依然として存在している状況である。



3 現状と課題

鹿屋市は平成24年3月に鹿屋市人権教育・啓発実施計画を策定したことに伴い、平成25年4月に『鹿屋市「人権尊重のまち」宣言』を正式に行い、人権に関する市民意識の啓発と向上を図ってきた。しかしながら、社会は心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が希薄で権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状

況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっている。今日の社会情勢を見ると、いじめや体罰、児童虐待などの子どもに関する人権問題、配偶者からの暴力（いわゆるDV）の増加、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害といった人権問題に加え、多様な性的指向、性自認に対する偏見や差別意識を背景として引き起こされる新たな差別事案などが社会的関心を集めている。

また、鹿屋市には、ハンセン病、北朝鮮による拉致問題といった重要課題がある。

ハンセン病問題については、令和5年3月の大阪高裁判決が、旧優生保護法（昭和23年から平成8年）について、立法目的が子を産み育てる意思決定の機会を奪う極めて非人道的で、個人の尊厳を著しく侵害するものだと判断したうえで、立法した国会議員に過失があると断じ、国は旧法を改正したり補償措置を講じたりする責任を負っていたにもかかわらず、これを怠ったと指摘し、国に損害を償う義務があるとしている。

星塚敬愛園のある鹿屋市としては、引き続き、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別の解消にさらに取り組んでいく必要がある。

拉致問題については、日本政府が認定した北朝鮮による拉致被害者17人の中には鹿屋市出身の市川修一さんが含まれている。日本政府は、①全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること、②北朝鮮が、拉致被害の真相を明らかにすること、③北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと、この3つ全ての実現をもって拉致問題の解決としているが、北朝鮮側は拉致問題はすでに解決済みとの主張を繰り返し、昨今の核・ミサイル問題での対立も相まって大きな進展がない。市川さんが昭和53年に拉致されてからすでに45年が経過しており、事件の風化、関係者の高齢化が懸念されている。今後とも「北朝鮮人権問題啓発週間」を中心に、関係団体と連携を密にし、各種啓発活動を行うことが必要である。

鹿屋市としては引き続き、人権問題に関わる市職員及び教職員の意識の向上を図るため、様々な政策や取組を研究・実施し、市民に対してより効果的な人権教育・啓発活動を展開し推進していくことが重要であると考えられる。

4 人権の目標と令和6年度から令和8年度までの行動指針

鹿屋市人権教育・啓発基本計画の基本目標である「人権を尊重する平和な社会の実現」と、鹿屋市「人権尊重のまち」宣言に掲げる「市民みんなの人権が保障される明るく住みよい鹿屋市の実現」を目指し、以下の行動指針を定める。

- (1) 人権問題、人権啓発強調期間等において、人権教育・啓発に関わる関係機関の横断的な連携及び強化・充実を図る。併せて、各種人権相談等の周知・広報等に係る創意工夫を図る。
- (2) 社会的に関心の高いいじめや体罰、児童虐待などの子どもに関する人権問題、配偶者からの暴力、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害といった人権問題、多様な性的指向、性自認に関する人権問題について、重点的な啓発活動等の強化・充

実を図る。

(3) 市職員及び教職員における人権教育、担当職員における専門性の高い人権研修等を充実し、職員の人権に対する意識の向上を図る。

(4) この実施計画に定める様々な取組を実施したことにより得られた効果を確認するため、アンケート等を実施し、市民の人権意識の変化を確認する。

5 目標達成に向けた行動指針に基づく施策毎の具体的な取組

(1) 人権教育・啓発の推進方策

①総合的な啓発活動

		課室係	市民課	戸籍係
事業名	人権広報活動			
概要	1 人権問題について、広報紙、ホームページ、FM放送、ポスター掲示、資料の窓口配布等による周知・啓発に取り組む。 ①人権に関するポスターコンクールの実施 ②「外国語人権相談ダイヤル」の周知 ③「子どもの人権110番」強化週間 ④「ヘイトスピーチ、許さない」ポスター掲示 ⑤「人権啓発パンフレット・チラシ」の配布 ⑥「人権同和問題啓発強調月間」の周知 ⑦「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の周知 ⑧「全国一斉！女性の人権ホットライン」強化週間の周知 ⑨「外国人人権相談リーフレット」の配布 ⑩「人権週間」の周知 ⑪「社会を明るくする運動強化月間」の周知 2 人権に係る集会等への後援・参加により、社会機運の醸成に資する。 ①肝属保護区保護司会主催の行事 ②全日本同和会への祝文			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考				
効果指標	意識調査で、「基本的人権が尊重されている社会だと思う。」と回答する割合を5割以上とする。			

②学校教育における啓発活動等

		課室係	学校教育課 学校教育係	
事業名	いじめ問題を考える週間			
概要	1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 2 学校生活全般における指導及びいじめ問題に関する授業の実施 【各学校の取組例】 ①「いじめを1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、いじめ問題等の実態調査やアンケート等を実施し、いじめ問題等の早期発見に努める。 ②道徳科や学級活動の授業において、いじめ問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施する。 ③インターネットの利用に関する指導など、情報モラル教育の充実を図る。 ④いじめ撲滅宣言や標語・ポスター作成など児童会や生徒会による児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組を実施する。 ⑤広報や授業参観等を実施し、保護者のいじめに対する意識を高められるようにする。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	4月・9月の できるだけ早い時期	4月・9月の できるだけ早い時期	4月・9月の できるだけ早い時期	
場所	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	
回数	2回	2回	2回	
対象者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者	
人数	約20,000人	約20,000人	約20,000人	
備考	全ての学校で、いじめ問題に関する取組を積極的に展開する。 ○校内研修の充実 ○児童会や生徒会による児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組実施			
効果指標	人権同和教育に関する教職員の意識調査において、「人権問題を自分自身の問題として捉えることが大切である」と感じる人の割合が90%			

事業名	人権週間		
概要	1 豊かな心と体をはぐくむ教育の推進 2 教職員及び児童・生徒の人権意識の高揚を図る取組 3 学校生活全般における指導及び各教科等における学習活動の展開 【各学校の取組例】 ①人権週間の保護者への啓発 ②研究授業を通じた人権同和教育の指導方法等についての職員研修 ③SOS ミニレターの利用促進 ④北朝鮮当局による拉致問題・ハンセン病問題を考える学習		
各年度の事業内容			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施日	1・2学期	1・2学期	1・2学期
場所	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校
回数	1回	1回	1回
対象者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者
人数	約20,000人	約20,000人	約20,000人
備考	全ての学校が、人権同和教育を推進した教育活動を積極的に展開する。		
効果指標	「人権同和教育に関する教職員の意識調査」において「人権問題を自分自身の問題として捉えることが大切であると感じられる。」と答える割合が90%以上		

事業名	人権同和問題啓発強調月間		
概要	<p>1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</p> <p>2 教職員及び児童・生徒の人権意識の高揚を図る取組</p> <p>【各学校の取組例】</p> <p>①学校だよりによる月間の啓発</p> <p>②外部講師による講話を中心とした職員研修</p> <p>③人権同和教育の推進方策や指導計画等に関する職員研修</p> <p>④体罰問題・いじめ問題等の職員研修</p> <p>3 各種コンクールへの参加促進</p> <p>①法務局の人権作文コンクール</p> <p>②「小さな親切」運動作文コンクール など</p>		
各年度の事業内容			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施日	1・2学期	1・2学期	1・2学期
場所	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校	市内各小中学校 鹿屋女子高等学校
回数	1回	1回	1回
対象者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者	教職員、児童生徒、 保護者
人数	約20,000人	約20,000人	約20,000人
備考	<p>全ての学校が、人権同和教育を推進した教育活動を積極的に展開する。</p> <p>○校内研修の充実（年3回以上、講師招聘年1回以上、参加・体験型による研修）</p> <p>○人権に関する作文コンクールへの応募増加</p>		
効果指標	<p>「人権同和教育に関する教職員の意識調査」において「人権問題を自分自身の問題として捉えることが大切であると感じられる。」と答える割合が90%以上</p>		

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	人権の花運動			
概要	<p>指定校の児童が協力し合い、人権の花「ひまわり」を種から育て、その過程の中で人権の大切さを学び、翌年度の実施校へ引き継ぐ。法務局、人権擁護委員と協力し、学校の教育課程全般を通じて人権について学ぶ機会を設ける。</p> <p>(1) 開講式(4月) (2) 中間観察(7～8月) (3) 閉講式(11月)</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	4月～1月	4月～1月	4月～1月	
場所	吾平小学校、大黒小学校	市内の小学校2校	市内の小学校2校	
回数	年2校	年2校	年2校	
対象者	児童、教職員	児童、教職員	児童、教職員	
人数	各校の児童・教職員数	各校の児童・教職員数	各校の児童・教職員数	
備考	県の補助事業1校、市の単独事業1校の計2校で実施			
効果指標	令和11年度までに全ての小学校(23校)で実施する。			

		課室係	市民課 男女共同参画推進室	
事業名	人権・デートDV防止研修会			
概要	<p>若い世代からお互いの人権を尊重し、対等な人間関係を築くことを学ぶため、市内の中学校・高等学校で生徒・教職員・保護者を対象に「人権・デートDV防止研修会」を実施する。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	学校の実施希望日	学校の実施希望日	学校の実施希望日	
場所	市内中学・高校	市内中学・高校	市内中学・高校	
回数	10校	10校	10校	
対象者	中・高校生、 教職員、保護者	中・高校生、 教職員、保護者	中・高校生、 教職員、保護者	
人数	1,100人	1,100人	1,100人	
備考	3年に1回は、全ての学校でデートDV防止に関する研修を実施する。			
効果指標	市内中・高校生のうち「デートDV」という用語を知っている人の割合100%(R10)			

③社会教育における啓発活動等

		課室係	生涯学習課 社会教育係	
事業名	人権教育研修			
概要	各対象者・分野別に所定の事業を行い、人権教育の推進を図る。 (1) 人権問題講演会 対象：学校、PTA 関係者、社会教育関係団体、一般市民 時期：11月～12月 (2) 家庭教育学級 対象：家庭教育学級生 時期：各学級の年間計画による (3) 出前講座（人権教育） 対象：各学校の保護者・児童生徒 等 時期：出前講座派遣依頼による			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	(1)：11月～12月 (2)(3)：随時	(1)：11月～12月 (2)(3)：随時	(1)：11月～12月 (2)(3)：随時	
場所	(1)：吾平振興会館 (2)(3)：各学校 等	(1)：鹿屋市文化会館 (2)(3)：各学校 等	(1)：鹿屋市文化会館 (2)(3)：各学校 等	
回数	(1)：年1回 (2)(3)：各団体による	(1)：年1回 (2)(3)：各団体による	(1)：年1回 (2)(3)：各団体による	
対象者	保護者・児童生徒 等	保護者・児童生徒 等	保護者・児童生徒 等	
人数	(1)：約400人程度 (2)(3)：各団体による	(1)：約500人程度 (2)(3)：各団体による	(1)：約500人程度 (2)(3)：各団体による	
備考	広く広報を行い、意義の周知を図り、設定人数より多くの参加が得られるよう取り組む。			
効果指標	人権意識（講演のテーマに対するの関心等）が高まったと答える人の割合95%			

		課室係	生涯学習課 社会教育係	
事業名	人権教育啓発活動促進事業			
概要	人権に関する学習機会の提供として、人権問題講演会、人権ポスター・標語コンクール等を実施することで、市民の人権意識の向上を図る。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	講演会：11月～12月 (コンクール：7～8月)	講演会：11月～12月 (コンクール：7～8月)	講演会：11月～12月 (コンクール：7～8月)	
場所	吾平振興会館	鹿屋市文化会館	鹿屋市文化会館	
回数	1回	1回	1回	
対象者	学校関係者・市民	学校関係者・市民	学校関係者・市民	
人数	講演会：約400人程度 コンクール：5,748点	講演会：約500人程度 コンクール：5,800点	講演会：約500人程度 コンクール：5,850点	
備考	<p>○広く広報を行い、意義の周知を図り、設定人数より多くの参加が得られるよう取り組む。</p> <p>○毎年度、その時世にあった講師を選定し、講演会の効果を最大限に生かせるよう工夫する。</p> <p>○人権ポスター・標語コンクールについては、各学校へ意義の周知を図り、より多くの参加がなされるよう取り組む。</p>			
効果指標	人権意識（講演のテーマに対するの関心等）が高まったと答える人の割合 95%			

		課室係	生涯学習課 中央公民館	
事業名	高齢者大学における様々な人権啓発学習			
概要	1 高齢者を中心とした様々なトラブルの現状を知り、今後の生活に生かす。(高齢者差別・消費者トラブル・振込め詐欺・介護現場) 2 ハンセン病に対する正しい理解 (星塚敬愛園の施設参観及び入所されている方の講話を聞く)			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	(1)未定 (2)令和6年6月27日	未定	未定	
場所	鹿屋市文化会館	未定	未定	
回数	各1回	各1回	各1回	
対象者	65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者	
人数	(1)(2) 約100人	(1)(2) 約100人	(1)(2) 約100人	
備考	○高齢者に対する様々なトラブルを解消する。 ○全講座生がハンセン病について正しく理解する。			
効果指標	学級生の中で、高齢者に対するトラブルについての理解及びハンセン病についての理解が深まったと答える人の割合 95%			

④関係課及び関係団体による横断的な取組

		課 室 係	市民課 戸籍係	
事業名	人権啓発強化期間			
概要	<p>人権に関する強化月間において、横断的な啓発活動を行う。</p> <p>(1) 人権同和問題啓発強化月間（8月） （広報かのや、FMかのや、庁舎広告モニターなどを活用した周知）</p> <p>(2) 人権週間（12月4日～10日）</p> <p>①人権啓発展示の実施 人権標語・ポスターコンテスト入賞作品、キャンペーンリボンツリーなどの展示 ※生涯学習課との共催</p> <p>②出張啓発活動の実施 大型店舗等での啓発活動の実施 ※人権擁護委員との連携</p>			
各年度の事業内容				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実 施 日	8月/12月	8月/12月	8月/12月	
場 所	市庁舎、市内店舗等	市庁舎、市内店舗等	市庁舎、市内店舗等	
回 数	各1回	各1回	各1回	
対 象 者	市民	市民	市民	
人 数	—	—	—	
備 考	関係団体に協力を求めるとともに、庁内の関係課で横断的に取り組む。			

		課 室 係	市民課 男女共同参画推進室	
事業名	第2次鹿屋市男女共同参画基本計画に基づく事業の推進			
概要	男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進する。実施計画に基づき男女共同参画の視点での各事業の実施状況を毎年評価する。			
各年度の事業内容				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実 施 日	随時	随時	随時	
場 所	市内	市内	市内	
回 数	—	—	—	
対 象 者	—	—	—	
人 数	—	—	—	
備 考				
効果指標	○市の審議会等委員の女性委員の登用率 33% (R8) ○固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10)			

(2) 分野別施策の推進

①女性

		課室係		市民課 男女共同参画推進室	
事業名	男女共同参画に関する講演会				
概要	男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解を深めるための講演会を開催する。				
各年度の事業内容					
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実施日	未定	未定	未定		
場所	市内	市内	市内		
回数	1回	1回	1回		
対象者	市民	市民	市民		
人数	—	—	—		
備考					
効果指標	○「男女共同参画社会」「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 100% (R10) ○固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10)				

		課室係		市民課 男女共同参画推進室	
事業名	男女共同参画・女性活躍推進に関する企業向け研修				
概要	長時間勤務等を背景とした労働慣行の見直し及び固定的な性別役割分担意識の解消や、女性の活躍を促進する取組（職場における女性の参画拡大や男女間格差の是正等）を推進するため、経営者・管理職等を対象に研修会を開催する。				
各年度の事業内容					
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実施日	未定	未定	未定		
場所	市内	市内	市内		
回数	1回	1回	1回		
対象者	事業所	事業所	事業所		
人数	20人	20人	20人		
備考	R8 事業所アンケートにて、女性従業員が管理職に就きたくない理由のうち、「自分の能力に自信がない」、「長時間労働となり、仕事と家庭生活の両立が困難になる」と考える人の割合の減を目指す。				
効果指標	固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10)				

		課室係	市民課 男女共同参画推進室	
事業名	男女共同参画「お届けセミナー」			
概要	職場、家庭、地域等あらゆる場面において、男女がともに仕事と生活を両立し、地域社会に参画することができるよう、関係団体・関係機関及び事業者等が主催する研修会に、講師を派遣する。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	未定	未定	未定	
場所	市内	市内	市内	
回数	4回程度	4回程度	4回程度	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考				
効果指標	○「男女共同参画社会」「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 100% (R10) ○固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10)			

		課室係	市民課 男女共同参画推進室	
事業名	女性に対する暴力の防止と根絶に向けた啓発			
概要	女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるため、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(毎年11/12～25)において啓発を行う。 ○本庁、3総合支所、協賛事業所にパープルリボンツリーを設置 チラシ及びパープルリボン付DV相談窓口周知用カードの配布 ○関係団体と連携し、街頭キャンペーンの実施 ○市立図書館にDV関連図書コーナーを設置			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	11月12日～25日	11月12日～25日	11月12日～25日	
場所	市内	市内	市内	
回数	1回	1回	1回	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	協賛事業所の数10社を目指す			
効果指標	DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合 40% (R10)			

事業名	男女平等意識・女性への人権尊重意識の醸成に向けた啓発		
概要	<p>1 啓発週間におけるポスター掲示やパネル展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画週間 (国：毎年6/23～29、県：毎年7/25～31) ○国際女性デー（毎年3/8）前後の週 ○「女性に対する暴力をなくす運動期間」（毎年11/12～25）※再掲 <p>2 男女共同参画に関する情報掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙「Kanoya 男女共同参画 News」（年4回各5,000部発行） ○市ホームページ 		
各年度の事業内容			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施日	随時	随時	随時
場所	市内	市内	市内
回数	—	—	—
対象者	市民	市民	市民
人数	—	—	—
備考			
効果指標	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会」「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 100% (R10) ○固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10) 		

事業名	婦人保護事業		
概要	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づき、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）について、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。併せて配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）に基づき、被害者の支援を行う。</p> <p>（１）女性相談支援員の配置 （２）証明事務 配偶者からの暴力の被害相談の証明書等 （３）その他 関係課への同行支援、関係機関の連携協力、保護命令への関与</p>		
各年度の事業内容			
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 日	通年	通年	通年
場 所	市庁舎 外	市庁舎 外	市庁舎 外
回 数	随時	随時	随時
対 象 者	市民	市民	市民
人 数	—	—	—
備 考			

②子ども

		課 室 係	子育て支援課 家庭相談係	
事業名	重層的支援体制整備事業（子ども家庭総合支援拠点事業）			
概要	<p>児童虐待の防止や早期発見に対応するため、関係者が連携・協働し虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行う。</p> <p>(1)相談員、専門員の配置</p> <p>(2)鹿屋市要保護児童対策地域協議会の運営</p> <p>①代表者会議の開催（年1回）</p> <p>②実務者会議の開催（年4回）</p> <p>③個別ケース検討会議の開催（随時開催）</p> <p>(3)児童虐待防止に関する市民等への啓発活動（主に11月）</p> <p>ポスター及びチラシ配布、オレンジリボンツリー活動、のぼり等</p>			
各年度の事業内容				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実 施 日	通年	通年	通年	
場 所	市庁舎	市庁舎	市庁舎	
回 数	随時	随時	随時	
対 象 者	市民	市民	市民	
人 数	—			
備 考				

③高齢者

		課室係	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	
事業名	認知症サポーター等養成研修事業			
概要	認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成する。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	随時	随時	随時	
場所	市内	市内	市内	
回数	30回	30回	30回	
対象者	市民	市民	市民	
人数	1,000人	1,000人	1,000人	
備考				

		課室係	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	
事業名	総合相談事業			
概要	高齢者やその家族に対して、介護に関する相談だけでなく、医療・保健・福祉等に関する総合的相談（権利擁護、高齢者虐待等）に応じ、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	随時	随時	随時	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	高齢者とその家族	高齢者とその家族	高齢者とその家族	
人数	—	—	—	
備考				

④障がい者

		課 室 係	福祉政策課 障がい者福祉政策係	
事業名	地域生活支援事業			
概要	<p>障がい者の福祉の増進を図ると共に、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>【21 事業実施、主なものは下記のとおり。】</p> <p>(1) 社会参加促進事業（奉仕員養成事業） 聴覚障がい者等の支援者として期待される手話・要約筆記・点訳・朗読奉仕員を養成する。</p> <p>(2) 社会参加促進事業（点字・声の広報発行事業） 障がい者やその支援者のための各種講習会の開催や、文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他の障がい者にわかりやすい方法により広報等を提供する。</p> <p>(3) 意思疎通支援事業 聴覚又は言語機能障がい者が社会生活を営む上で必要不可欠な会合及び集会等に参加する場合において、その円滑な意思の疎通を図るための手話奉仕員等の派遣を行う</p> <p>(4) その他障がい者の社会参加に関すること。</p>			
各年度の事業内容				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実 施 日	通年	通年	通年	
場 所	リナシティかのや	リナシティかのや	リナシティかのや	
回 数	随時	随時	随時	
対 象 者	障がい者及び支援者	障がい者及び支援者	障がい者及び支援者	
人 数	—	—	—	
備 考	障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会づくりを目指す。			

⑤外国人

		課 室 係	地域活力推進課	国際交流グループ
事業名	多文化共生推進事業			
概要	<p>市内在留外国人の増加を受け、互いの文化の違いを認め合い、地域の一員として共生する「多文化共生」の地域づくりを推進する。</p> <p>(1) 外国人住民へのコミュニケーション支援</p> <p>①行政情報・生活情報の多言語化、やさしい日本語の普及</p> <p>②日本語教育の推進</p> <p>③生活オリエンテーションの実施</p> <p>(2) 外国人住民の生活支援の充実</p> <p>①行政手続きの支援、情報提供など</p> <p>②防災対策、災害時の支援体制の整備</p> <p>③教育・子育て支援の充実</p> <p>(3) 多文化共生を推進する地域づくり</p> <p>①多文化共生の意識づくりと啓発活動</p> <p>②外国人住民の地域社会への参加促進</p> <p>③地域における多文化共生・国際交流活動の支援</p> <p>(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応</p> <p>①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進</p> <p>②国際交流・国際協力の推進</p> <p>③市民が英語に親しむ取組</p>			
各年度の事業内容				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実 施 日	通年	通年	通年	
場 所	市内	市内	市内	
回 数	随時	随時	随時	
対 象 者	市民	市民	市民	
人 数	—	—	—	
備 考	<p>○国籍や文化の違いに関係なく、お互いの文化や価値観を尊重し、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまちを目指す。</p> <p>○外国人住民と地域住民が交流し、互いの文化について学ぶ、異文化理解講座・異文化交流イベント等の開催：年5回以上</p>			

⑥H I V感染者

		課室係	健康増進課	健康増進係
事業名	エイズ予防事業			
概要	<p>小・中・高校の児童生徒や教職員、保護者に対し、エイズに関する正しい知識の学習と普及啓発のための講演会を実施している。そのことにより、エイズ予防に関心を持ち、エイズに対する偏見や差別のない社会づくりを学ぶ。また、性に対する正しい考えを得ることで、自分を含めた生命の尊さを学ぶ。</p> <p>(1) 助産師等による講演 (2) エイズに関する教材等の貸し出し (3) 鹿児島レッドリボン月間における啓発(ツリー、ポスター等)</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	各学校 その他	各学校 その他	各学校 その他	
回数	63回	63回	63回	
対象者	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	
人数	4,100人	4,100人	4,100人	
備考	市内小・中・高校において、エイズや性感染症についての学習を全校で実施する。			

⑦ハンセン病問題

		課室係	健康増進課	健康管理係
事業名	ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発 事業			
概要	<p>ハンセン病やハンセン病問題の歴史を伝える啓発パネル展を行うことで、ハンセン病問題に対する正しい知識・理解の普及啓発を図る。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	6月・12月	6月・12月	6月・12月	
場所	本庁、総合支所等	本庁、総合支所等	本庁、総合支所等	
回数	5回	5回	5回	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	学校、職場、地域での幅広い年齢層へのさらなる啓発をしていく。			

⑧犯罪被害者

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	犯罪被害者支援センターに関する周知			
概要	1 犯罪被害者支援センターへ負担金を拠出することにより運営に協力する。 2 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、広報紙やポスター掲示等を活用し、市民に周知する。 3 犯罪被害者支援センターについて、市職員の理解を図る。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	随時	随時	随時	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民、市職員	市民、市職員	市民、市職員	
人数	—	—	—	
備考				

⑨北朝鮮当局による拉致問題等

		課室係	福祉政策課 管理係	
事業名	拉致被害者・家族支援事業			
概要	北朝鮮当局によって拉致された被害者及びその家族に対する総合的な支援を実施するもの (1) 署名活動への協力（福祉まつり・農業祭り等イベント時） (2) 啓発週間における懸垂幕の掲示、パネル展示、募金・署名活動 （北朝鮮人権問題啓発週間：12月10日～16日） (3) 市内中学校での講演会の実施			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	本庁外 イベント等開催場所	本庁外 イベント等開催場所	本庁外 イベント等開催場所	
回数	—	—	—	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	拉致問題を決して風化させないように、また、一刻も早い解決に向け、市民ひとりでも多くの理解と促進を図る。			

⑩刑を終えて出所した人

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	再犯防止の推進			
概要	1 保護司の活動を後援、参加、広報することで活動を支援する。 (1) 社会を明るくする運動(7月) (2) 薬物乱用防止キャンペーン (3) 社会を明るくする運動講演会 (4) 社会を明るくする運動グランドゴルフ大会 2 「鹿屋市再犯防止推進庁内連絡会」等を開催し、再犯防止に関する各課の役割や国や県の動向などの情報を共有する。			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	市内、市庁舎	市内、市庁舎	市内、市庁舎	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民、連絡会員	市民、連絡会員	市民、連絡会員	
人数	—	—	—	
備考				

⑪インターネット等による人権侵害

		課室係	デジタル推進課	情報化推進係
事業名	インターネット上の誹謗中傷による人権侵害の周知			
概要	以下のスマートフォン講習会等を開催する際に、インターネット上の誹謗中傷による人権侵害についても周知し、理解を深める。 (1) 高齢者等のデジタル活用の不安解消を目的として開催するスマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う講習会 (2) スマートフォンとマイナンバーカードを利用したマイナポータルの体験や保険証利用に関する講座(出前講座)			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	未定	未定	未定	
場所	市内	市内	市内	
回数	未定	未定	未定	
対象者	高齢者等	高齢者等	高齢者等	
人数	未定	未定	未定	
備考				

⑫性の多様性

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	性の多様性に関する啓発と相談窓口の周知			
概要	<p>1 市民の理解促進 市民の理解を深めるために市ホームページ等あらゆる媒体を活用して性の多様性に関する情報発信を行う。 また、性の多様性に関する取組を実施している企業や団体などと連携して、市民の理解促進を図る。</p> <p>2 相談窓口の周知 悩みを抱える性的マイノリティの方々の相談窓口等の周知を図り、当事者の生きづらさや不安の解消に努める。</p> <p>3 多様な学習機会の提供 学校・地域社会・企業等あらゆる場で、他の人権啓発などと連携を図るなどして多様な学習機会を提供する。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	市内、HP上	市内、HP上	市内、HP上	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民、市職員	市民、市職員	市民、市職員	
人数	—	—	—	
備考				

		課室係	健康増進課	健康増進係
事業名	性の多様性への理解促進			
概要	<p>小・中・高校の児童生徒や教職員、保護者に対し、性の多様性に関する正しい知識の学習と普及啓発のための講演会を実施し、性の多様性に関心を持ち、LGBTQに対する偏見や差別のない社会づくりを学ぶ。(エイズ予防事業の活用)</p> <p>(1) 当事者等による講演 (2) 性の多様性に関する教材等の貸し出し</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	各学校 その他	各学校 その他	各学校 その他	
回数	10回	10回	10回	
対象者	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	小・中・高校生、 教職員、保護者、市民	
人数	500人	500人	500人	
備考	市内小・中・高校において、性の多様性、LGBTQについての学習を全校で実施する。			

⑬その他

同和問題、アイヌの人々、ホームレス、人身取引、風評被害にかかる人権教育・啓発活動については、人権啓発の一環として学校教育や社会教育のほか、広報紙などによる啓発活動はこれまでも行っているところである。

今後も更に、国・県・関係団体等と連携を密にしながら教育・啓発の充実に努めることとする。

(3) 特定職業従事者に対する研修

		課室係	総務課 人事研修係	
事業名	ハンセン病問題啓発研修			
概要	<p>入所者等の生の声を聴くなど、ハンセン病問題に関する歴史や経緯など基本的な知識を学び理解を深め、正しい知識の普及啓発に役立てるとともに、市職員の豊かな人権感覚を養う。</p> <p>(1) 研修時間 約 90 分</p> <p>(2) 研修内容 ハンセン病問題に関する関連施設の見学又は関連動画の視聴</p>			
各年度の事業内容				
年 度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実 施 日	10 月～11 月	10 月～11 月	10 月～11 月	
場 所	星塚敬愛園、 各職場(研修動画視聴)	星塚敬愛園、 各職場(研修動画視聴)	星塚敬愛園、 各職場(研修動画視聴)	
回 数	1 回	1 回	1 回	
対 象 者	R6 年度新規採用職員 R6 新任課長級職員	R7 年度新規採用職員 R7 新任課長級職員	R8 年度新規採用職員 R8 新任課長級職員	
人 数	約 45 名	約 40 名	約 40 名	
備 考	新規採用職員及び新任課長級職員のハンセン病問題に関する歴史や経緯など基本的な知識の習得 100%を目指す。			

		課室係	総務課 人事研修係	
事業名	人権啓発研修（自治研修センター支援事業）			
概要	<p>公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターの研修支援事業を活用して、市職員が人権に関する知識を身に付け、理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>(1) 講義時間 約2時間 (2) 講師 県人権同和対策課 研修専門員 (3) 講義内容 子ども・高齢者・障がい者・女性・外国人などの人権問題</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	7月～8月	7月～8月	7月～8月	
場所	市庁舎	市庁舎	市庁舎	
回数	1回	1回	1回	
対象者	全職員 (会計年度任用職員を除く)	会計年度任用職員 令和7年度新規採用職員	全職員 (会計年度任用職員を除く)	
人数	7月～8月	7月～8月	7月～8月	
備考	市職員の人権に関する基本的な知識の習得100%を目指す。			

		課室係	市民課男女共同参画推進室	
事業名	男女共同参画に関する市職員研修			
概要	<p>男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市職員の理解を深めるための研修会を開催する。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	未定	未定	未定	
場所	市庁舎	市庁舎	市庁舎	
回数	1回	1回	1回	
対象者	市職員	市職員	市職員	
人数	—	—	—	
備考	課長補佐級の職員の受講率：70%以上を目指す			
効果指標	<p>○「男女共同参画社会」「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 100% (R10)</p> <p>○固定的な性別役割分担意識に否定的な市民の割合 65% (R10)</p>			

		課室係	学校教育課 学校教育係	
事業名	教育研修推進事業			
概要	1 学校教育課 ①人権同和教育担当者研修会の開催（1回） ②市人権・同和教育研究会の共催（1回） 2 各学校 研修内容の還元 【各学校の取組例】 ①校内研修における還元（説明・資料配布等） ②全校朝会等における講話 ③道徳教育及び特別活動等の充実 ④「ハンセン病問題」学習用紙芝居の活用			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	8月・2月	8月・2月	8月・2月	
場所	リナシティかのや 外	リナシティかのや 外	リナシティかのや 外	
回数	2回	2回	2回	
対象者	市内小・中学校及び鹿屋女子高等学校教職員	市内小・中学校及び鹿屋女子高等学校教職員	市内小・中学校及び鹿屋女子高等学校教職員	
人数	約50人	約50人	約50人	
備考	全ての学校が、人権同和教育を推進した教育活動を積極的に展開する。 ○「人権尊重の理念」の教育課程への位置付け ○人権同和教育研修会への参加			
効果指標	「人権同和教育に関する教職員の意識調査」において「人権問題を自分自身の問題として捉えることが大切であると感じられる。」と答える割合が90%			

(4) 総合的かつ効果的な推進

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	人権擁護委員の支援			
概要	法務局と連携し、人権擁護委員の活動を支援する。 (1) 子ども人権委員会 (年2回) (2) 男女共同参画推進委員会 (年3回) (3) 事務局会議 (年8回) (4) 講演会 (委員講師の講演会及び法務局員が講師の講演会) (5) 人権作文コンテスト (小・中学生を対象) (6) 人権教室 (小・中学生及び教職員・保護者、高齢者等) (7) 人権週間 (12月) (8) 啓発活動 (9) 人権相談活動 (特設人権相談所、常設人権相談所)			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	人権擁護委員	人権擁護委員	人権擁護委員	
人数	14人	14人	14人	
備考				

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	市民総合相談			
概要	市民の様々な悩み事や心配事の相談に応じるとともに、各課の相談員、外部の相談機関と連携し、その解決に資する			
各年度の事業内容				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施日	通年	通年	通年	
場所	市内	市内	市内	
回数	常時開設	常時開設	常時開設	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考				